

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの 利活用に係る制度改正に関する意見募集

○ 意見募集の目的

本年の通常国会において、個人情報の保護を図りつつ、近年の飛躍的な情報通信技術の進展に対応したパーソナルデータ（個人の行動・状態等に関する情報など）の適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、民間部門の個人情報について、個人情報保護法の改正が行われました（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/info_h270909.html）。

「世界最先端IT国家創造宣言」（平成27年6月30日閣議決定）において、「行政機関や独立行政法人等が保有するパーソナルデータの利活用の仕組みについては、改正個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえて検討を行い、この検討結果に基づき改正個人情報保護法の施行日までに所要の措置を講ずる」とされており、現在、行政機関及び独立行政法人等（※）についての検討を行っています。

行政機関及び独立行政法人等に係る制度改正の参考とさせていただくため、以下のとおり制度改正の基本的事項について、国民の皆様からの御意見を広く募集いたします。

※ 「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の対象法人（第2条第1項）をいい、独立行政法人のほか国立大学法人などが含まれます。

○ 意見募集の対象

行政機関及び独立行政法人等につきましては、

- ① 国民の信頼や安心を確保するために必要な規律を整備すること、
- ② 官民間での円滑なパーソナルデータの利活用に資することを基本的な考え方として検討を進めています。

つきましては、以下の事項について、御意見を募集いたします。

- 1 行政機関及び独立行政法人等の保有するパーソナルデータについても、その利活用を図るため、民間部門と同様に、特定の個人が分からないように加工された情報（匿名加工情報）の仕組みを設けること。
- 2 「匿名加工情報」の仕組みを設けるに当たっては、国民の信頼や安心を確保するために必要な規律を整備すること。
- 3 官民間で「匿名加工情報」の利活用が図られるように、行政機関及び独立行政法人等における「匿名加工情報」の取扱いについて、民間部門と同様に、新設される「個人情報保護委員会」が監督すること。
- 4 その他、本件制度改正について

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの 利活用に係る制度改正の検討に当たって（背景）

行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適正かつ円滑な行政運営を図りつつ、個人の権利利益の侵害が生じることのないように取扱いを行っています。

これらの法律の制定から 10 余年が経過した近年では、情報通信技術が飛躍的に進展し、多種多様かつ膨大なデータ（いわゆるビッグデータ）の収集・分析が可能となることにより、ビッグデータを活用した新産業・新サービスの創出等が期待されています。特に、個人の行動・状態等に関する情報に代表されるパーソナルデータについては、法制定当時には困難であった高度な情報通信技術を用いた方法によって、利活用することが可能となってきています。

他方で、情報通信技術の活用により自分の個人情報が悪用されるのではないかと、これまで以上に十分な注意を払って個人情報を取り扱ってほしいといった、個人情報保護に対する国民の意識の高まりがみられ、パーソナルデータの取扱いに当たっては、国民の安心を確保することがますます重要になっています。

こうした背景の中、本年の通常国会においては、民間事業者の保有する個人情報について規律する「個人情報保護法」が改正され、特定の個人が分からないように加工された「匿名加工情報」の仕組みを導入することや、これまで各事業分野を所管する主務大臣が監督していた民間部門の個人情報について一元的に監督する「個人情報保護委員会」を新設することなどが定められました。

以上のような状況を踏まえ、政府においては、行政機関及び独立行政法人等の保有するパーソナルデータについても、国民の安心を確保しながら、その利活用を図るための制度改正を検討しています。